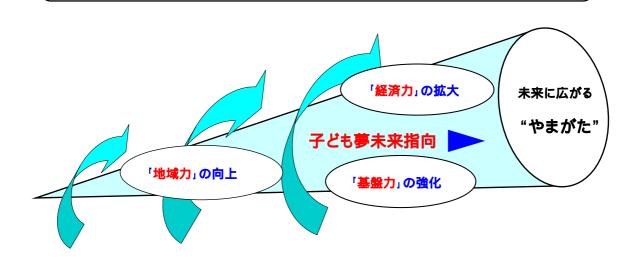
やまがた集中改革プラン

~ 「やまがた改革」の着実な推進に向けて ~

「未来に広がる"やまがた"」を目指す「やまがた改革」



平成18年1月



山形県

はじめに

本格的な人口減少社会の到来や地方経済にも密接に関わるグローバル化の進展、三位一体の改革に代表される地方分権の潮流など、私たちはこれまでにない大きな転換点に立っております。

このような中、「百年後にも誇りに思える元気なふるさと"やまがた"」を創りあげていくために、また、その過程での評価・検証をしっかりと行い、次の取組みを確固たるものにするためにも、新しい県づくりの目標をしっかり定め、その実現を目指して展開する政策及び施策の方向性を明らかにする必要があります。そして、この新たな県づくりを支え、その原動力・推進力となる、新たな県政システムを創りあげていくことが重要であります。

前者が、今年度中の策定を目指しております「次期総合計画」であり、後者が、知事就 任以来押し進めている「やまがた改革」であります。

「やまがた改革」は、県庁改革、県と市町村との新しい関係の構築、県民の主体性発揮を実現し、県政システムを再構築することにより、「子ども夢未来指向」を基本理念に、「地域力」の向上、「基盤力」の強化、「経済力」の拡大を図り、これらの3つの力の相乗効果により、「未来に広がる"やまがた"」を創ろうというものであります。

このたび、この「やまがた改革」を軌道に乗せ、評価・検証を伴いながら着実に成し遂 げるため、今後5年間の具体的取組みを内容とする「やまがた集中改革プラン」を策定い たしました。

このプランを推進していくには、県組織はもちろんのこと、市町村、さらには県民の皆さん一人ひとりに「やまがた改革」の理念を共有いただき、"やまがた"すなわち行政と県民が、想いを一つにし、一丸となって取り組んでいく必要があります。

"「改革」断行 「時代」創進"

「改革」を断行し、新しい「時代」を創り進み、子どもたちの夢をかなえる「未来に広がる"やまがた"」を実現するため、全力を尽くしてまいります。

県民の皆さんの良き理解と積極的参画をお願い申しあげます。

平成18年1月

目 次

| 第1章 | ī 「やまがた改革」 | |
|------------|---|----|
| 第1 | 「やまがた改革」とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第 2 | 「やまがた改革」の目指すもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第 3 | 「やまがた改革」の柱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 第 4 | 「やまがた集中改革プラン」の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 1 | 「やまがた集中改革プラン」の推進期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 2 | 「やまがた集中改革プラン」の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 3 | 「やまがた集中改革プラン」の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| | | |
| 第2章 | f 「やまがた集中改革プラン」 | |
| 公 1 | 県庁改革 ~効率のよい小さな行政の実現~ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 第1 | | - |
| 1 | 県庁の意識改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| |)職員の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| (2 |) 組織の活性化と総合力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 2 | 機動的・効率的な行政システムへの転換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| (1 |)新しい事業推進・管理システムの導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| (2 |) 組織改革の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| (3 |) 総合支庁の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| (4 |) 出先機関等の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |
| (5 |) 公営企業の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| (6 |) 公社等の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 17 |
| (7 |) 審議会等の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 19 |

| 3 | 県財政健全化に向けた改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
|------|---|----|
| (1 |)歳入確保対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| (2 |)事務事業の聖域なき見直し(事務事業総点検) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| (3 |) 人件費の縮減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 23 |
| (4 |) 旅費等の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| (5 |) 福利厚生事業の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| | , - · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 25 |
| (7 |) 企業局における経営改善の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 26 |
| (8 |) 病院事業における経営改善の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 26 |
| 4 | 情報の受発信・公開の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| (1 |) 県情報の発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| (2 |) 県民の意見の県政への反映 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| (3 |) 受益と負担の納得性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| (4 |)情報公開の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 29 |
| (5 |)適正な個人情報保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 29 |
| 第 2 | 県と市町村との新しい関係の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 30 |
| 1 | 市町村合併の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
| 2 | 市町村への事務・権限の移譲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32 |
| 第3 | 県民の主体性発揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| 1 | 行政サービスの範囲と負担の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| 2 | 県づくりへの県民の積極的な参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| (1 |) 民間活力の導入に向けた制度の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| (2 |) 県民の主体的な活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| (3 |) 協働の受け皿づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| (4 |) 県民活動への資金面からの支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| (5 |) 地域住民による公共施設等の維持管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| 3 | 民間等委託の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| 参考資料 | - やまがた改革推進本部設置要綱 ···································· | 38 |

第1章 「やまがた改革」

第1 「やまがた改革」とは

新たな県づくりの指針である次期総合計画(平成17~27年度)にも掲げる「未来に 広がる"やまがた"」を実現するためには、県民が力を発揮できる条件整備を進めるとと もに、県・市町村のあり方をあらためて見直し、時代に対応できる行財政の仕組みを再構 築することにより、"ともに協治する「ガバナンス」"の力を整えることが必要である。

特に、現在の社会経済情勢へ的確に対応できるよう県庁改革を率先実行し、県全体の新たな最適化システムを創り上げる必要がある。

このように県民、市町村、県の新たな関係を築くとともに、県庁改革を含めた県政システムを再構築していくものが「やまがた改革」であり、新たな県づくりを支え、「未来に広がる"やまがた"」を創っていく原動力となっていくものである。

「ガバナンス」とは、政府(Government)のみではなく、多様な担い手と協働して統治していくという意味。

第2 「やまがた改革」の目指すもの

「子ども夢未来指向」の理念に基づき、さまざまな資源やシステムから有効なものを選択し、集中することで、「地域力」の向上を図り、「基盤力」の強化を進め、「経済力」を拡大し、これらの相乗効果により、「未来に広がる"やまがた"」を創っていく。

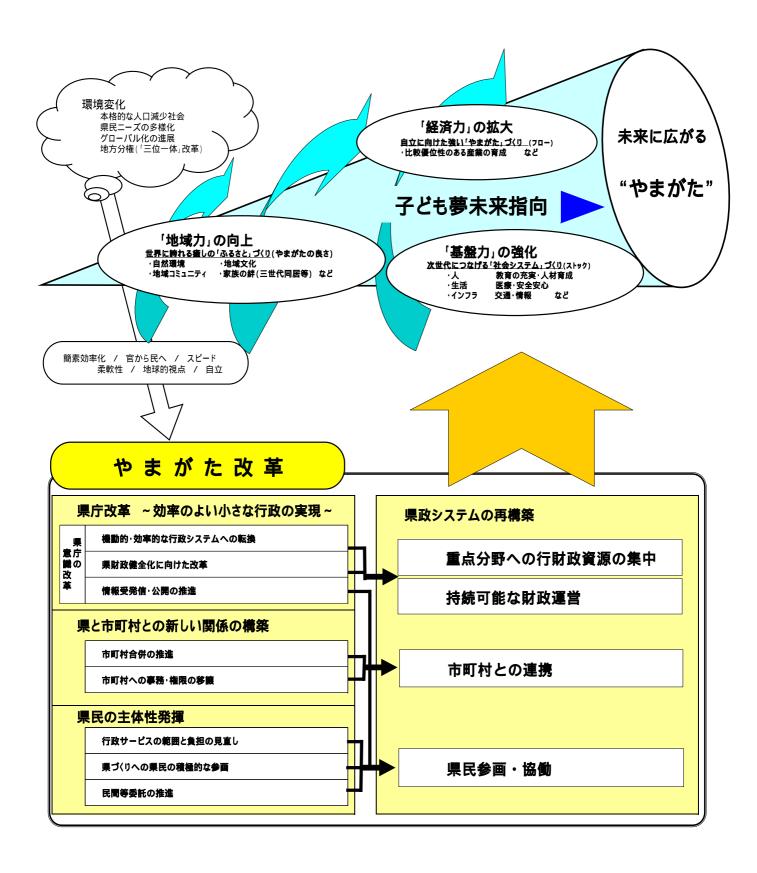
「子ども夢未来指向」とは、今を生きる我々が、常に「子どもたちの未来に向けて何ができるか、何をしなければならないか」という観点から発想し行動するということであり、「やまがた改革」を貫く理念である。

第3 「やまがた改革」の柱

重点分野への行財政資源の集中、 持続可能な財政運営、 市町村との連携、 県民参画・協働という、県政システムの再構築を実現するため、次の3つの柱により「やまがた改革」を推進する。

- 1 県庁改革 ~効率のよい小さな行政の実現~
- 2 県と市町村との新しい関係の構築
- 3 県民の主体性発揮

「未来に広がる"やまがた"」を目指す「やまがた改革」



第4 「やまがた集中改革プラン」の策定

「やまがた改革」の着実な推進を図り、改革を軌道に乗せるため、今後5年間の具体的取組みを内容とする「やまがた集中改革プラン」を策定する。

1 「やまがた集中改革プラン」の推進期間

平成17年度から平成21年度までの5年間

2 「やまがた集中改革プラン」の推進体制

「やまがた改革」の推進母体である、「やまがた改革推進本部」(本部長:知事)を中心に、すべての組織が一丸となって、着実に推進する。

専門家等の第三者で構成する委員会から、アドバイスと評価を得る。

県議会の意見や、県民の声を反映させる。

3 「やまがた集中改革プラン」の見直し

推進期間中における社会経済情勢の変化等に迅速に対応するため、必要に応じ見直しを行う。

第2章 「やまがた集中改革プラン」

第1 県庁改革 ~効率のよい小さな行政の実現~

1 県庁の意識改革

県庁改革を推進するうえで基本となるのは、県庁の意識改革である。すべての職員、組織が次の視点(3つのF)を踏まえながら、既存の枠組みや既成概念にとらわれず、「未来に広がる"やまがた"」づくりに向けて、課題と目標を共有し、気持ちを一つにして、改革に取り組む。

【県庁の意識改革の視点(3つのF)】

Flat (フラット)

縦割り行政を打破するとともに、過剰な段階性による意思決定を改善し、スピードある意思決定を行う。

Frank(フランク)

自発的かつ自由闊達な議論と円滑なコミュニケーションを図り、職員のモチベーションを向上する。

Flexible (フレキシブル)

職員個々人の意識改革と能力開発を進め、前例踏襲や固定観念にとらわれない、柔軟な思考と新しい発想で仕事を行う。

(1)職員の意識改革

県庁の意識改革にあたって、まず取り組まなければならないのは、職員の意識改革である。職員一人ひとりが、県づくりに向けて高い志をもち、責任ある取組みを行うことにより、県民から理解と共感を得られる「県民から愛され、信頼される県庁」を目指していく必要がある。また、社会が大きな変革期を迎えるなか、意識を新たにし、困難な課題の解決や新たな目標に向けて果敢に取り組むことにより「自立への道を確実に歩みうる県庁」を目指していく必要がある。

このような「県民から愛され、信頼される県庁、自立への道を確実に歩み得る県庁」を実現するため「新山形県職員育成基本方針(仮称)」を策定し、新しい職員研修体系を構築するとともに、人事評価制度の導入など職員の意欲と能力を活かす人事管理等を進め、職員の意識改革、能力開発を図る。

新しい課題や困難な課題に対して、前例踏襲等の思考パターンから一歩先に踏み出す勇気と 斬新な発想、スピードを持って挑戦し、最後まで使命感を持ってやり遂げられる職員を育む。

(2)組織の活性化と総合力の向上

職員の意識改革に加え、人材を活用し、行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織への転換を図ることが重要であることから、自由闊達に意見交換や議論を行う職場風土を醸成するとともに、仕事の進め方などを含めた職場の意識改革を進める。

女性職員の職域拡大や登用を積極的に図るとともに、男性も女性もその能力を十分に発揮できる男女共同参画の職場づくりを進める。

新山形県職員育成基本方針(仮称)案

県民から愛される県庁、信頼される県庁、自立への道を確実に歩みうる県庁

組織の活性化・総合力の向上

目指す職員像

県民と地域を起点として使命感にあふれ、 プロ意識の高い職員 ▲

目指す県政の実現のために必要な人材の育成

職員の意識改革

職員の意識啓発

既存の枠組みや既成概念にとらわれず、柔軟な発想で自ら行動 していくように、民間との交流の機会を企画するなど、職員の意 識啓発に向けた取組みの強化

人を育む職場環境の整備

職場で活発に意見交換や議論が行われ、意思疎通ができ、互い に啓発しあえるように、管理職員によるサポート体制を整えるな ど、職員を育む職場環境の整備

職員の能力を開発し、向上させる研修

受けさせられる研修から自ら受ける研修へ、さらに職員自らが目標を立てて企画する研修へと進める、新しい職員研修体系の構築

意欲と能力を活かす人事管理

人事評価制度の導入など、職員の士気を高め、意欲と能力を引き 出すとともに、それを組織の中で活かすことができる人事管理 職員に求められる能力、意識、姿勢

- (1)公務員としての基本的資質・姿勢
- (2)時代の変化に対応し、県民の満足度を高める能力・意識・姿勢
- (3)組織力を高める能力・意識・姿勢
- (4)業務を円滑にかつ強力に進める 能力

Flat (フラット)

(場別)打破、過剰な段階性の改善、
スピードある意思決定

Frank (フランク)

自発的かつ自由闊達な議論と円滑な
コミュニケーション

Flexible (フレキシブル)

前例踏襲や固定観念にとらわれない、
柔軟な思考と新しい発想

組織の改革

・行政課題に柔軟 に対応する組織

・スピーディな行 政を実現する組 織

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新山形県職員育成基本方針(仮称) | 策定 | | | | |
| 新職員研修体系 | 策定 | 試行 | 実施 | | - |
| 人事評価制度 | 検討 | → 試行 | | | - |

2 機動的・効率的な行政システムへの転換

(1)新しい事業推進・管理システムの導入

戦略的な行政運営システムの構築

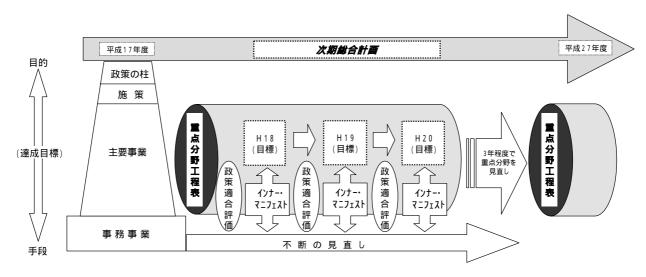
次期総合計画(平成17~27年度)を踏まえ設定した重点分野を計画的かつ効果的に推進するため、重点分野工程表とインナー・マニフェストを有機的に結びつけたPDCAサイクルを構築し、 戦略的な行政運営を推進する。

また、重点分野については、毎年度、最重点項目を設定するとともに、概ね3年ごとに評価を総括したうえで見直しを行う。

<参考>

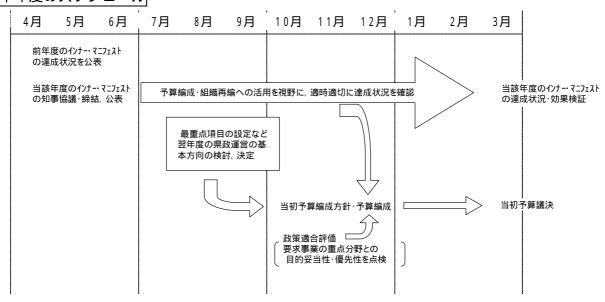
重点分野工程表、政策適合評価、インナー・マニフェストの取組み

全体イメージ



インナー・マニフェスト(知事と部局長等との政策合意)は、重点分野工程表をベースに毎年度、締結・効果検証

単年度のスケジュール



重点分野工程表(戦略計画)

次期総合計画を踏まえ設定した重点分野について、目標と目標達成までの期間を明確にした部 局ごとのいわば戦略計画となる工程表を策定する。

政策適合評価

重点分野の目標を達成するための手段となる事務事業については、目標達成に向けた目的妥当性や優先度を点検する政策適合評価を実施し、予算編成に活用する。

インナー・マニフェスト

重点分野工程表をもとに、単年度ごとに知事と部局長等との政策合意である「インナー・マニフェスト」を締結する。また、教育委員会及び警察本部においても、これに準じて組織目標を設定する。

これにより、当該年度の各部局等の目標を全職員で共有し、各部局長等はマネジメント力を発揮するとともに執行責任を明確にして、目標達成に一丸となって取り組む。

PDCAサイクル

インナー・マニフェストにおいて設定した目標の達成状況を、予算編成や組織再編に活用できるよう四半期ごとなど適時適切に検証を行うことや、政策適合評価などを通じ、計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)のサイクル(PDCAサイクル)を構築する。

事業の選択と集中を推進する重点分野(平成18~20年度)

【人材・人づくり】

一人ひとりの個性と世界に通じる能力を伸ばす質の高い教育の展開 男女ともに多様多彩な能力を生涯にわたり発揮できる環境づくり 地域の自然や文化・知恵の伝承・体験を通じた、山形ならではの人づくり

【産業・経済】

独創性・創造性に富んだ新産業の創出 「食」を起点とした新たな産業群の創出 広域経済圏の形成 国内外に強く発信する山形プランドの展開

【環境】

山形ならではの自然と共生する文化に根ざした地域づくりの推進 環境共生・循環型社会の基盤づくり(ゴミゼロの仕組みづくり、環境リサイクル産業の振興等)

自然や環境と親和する山形文化の発信・貢献

【暮らしの安全・安心】

助け合いを基本とした地域の安全・安心システムの形成 子どもを産み育て易い環境づくり(少子化対策の充実・強化) 安心できる暮らしを支える健康福祉サービスの充実 大規模な災害等に強い安全・安心な県土づくりの推進

【地域・交流】

地域コミュニティの再生 市町村の機能強化 公民協働の推進 広域的な交流連携の促進

行政事務の簡素・効率化と県民の利便性の向上

業務全般について、計画的かつ継続的にBPR^(注1)に取り組み、可能な限り事務処理に要する時間と経費の縮減を図る。BPRにあたっては、これまでの取組みを踏まえながら、根拠規程の改正も含む制度の見直しに積極的に取り組む。

そのうえで、最新の情報通信技術(ICT) (注2) を活用して、業務の一層の簡素・効率化を進めるとともに、行政サービスの提供において県民の利便性の向上を図るため、電子県庁を推進する。

ア 内部管理事務の改善

総務事務の効率化

各課公所に共通する定型的な事務について、一人1台パソコンを活用した各担当職員への事務処理の分散化(発生源入力)や、庶務担当者のとりまとめ等中間事務の縮小により、庶務事務の効率化を図るとともに、事務処理の集中化を検討する。

財務会計事務の効率化

財務会計事務の効率化を図るため、新財務会計システムの構築を行う。

構築にあたっては、現行システムで対象となっている事務の手順や様式、決裁過程の簡略化等を進めるとともに、手作業が中心になっている物品管理事務、財産管理事務等を新たにシステム化する。また、一人1台パソコンからの随時入力や電子決裁の導入、財務情報のデータベース化など新たなシステム機能の整備により、業務時間の削減、ペーパーレス化、情報の汎用性の向上、管理運営費の縮減を図る。

事務処理の簡略化

- ・ 文書の性質に応じた公印の押印の省略を推進するとともに、合議範囲の縮小、簡易な支出負担行為の審査事務の効率化等を図る。
- ・ 出張関係事務や支出関係事務など、一連の事務でありながら個別に事務処理を行い煩雑になっているものについては、事務の連結と様式の統合を推進する。
- ・ 申請・届出における認印の押印義務付けの廃止、記載事項や添付書類の簡略化をさらに推進 する。
- ・ 現金を取り扱うことによる事故等の危険性の解消及び事務負担の軽減を図るため、職員(非常勤、日々雇用を含む。)への給与等現金支給の口座振込を促進する。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------------------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 総務事務の効率化 | | | | | |
| ・発生源処理による事務処理の分散化 | 新財務会計シ | ノステムの整備 | にあわせ調整 | 実施 — | |
| ・中間事務の縮小 | 順次実施 - | | | | - |
| ・事務処理の集中化 | 調査研究 | 段階的実施検 | 討 ——— | | - |
| 財務会計事務の効率化 | | | | | |
| ・新財務会計システムの整備 | 基本設計 | 実施設計 | テスト·研修 | 稼動 — | - |
| 事務処理の簡略化 | 継続推進 - | | | | - |

^(注1)BPR: Business Process Re-engineeringの略語。現在の仕事のやり方を抜本的に見直し、成果を得るための最適なやり方に再構築すること。

^(注2) ICT: Information and Communication Technologyの略語。IT(Information Technology)と同義だが、国際的な定着も踏まえ、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確化する語としてICTが用いられる。

イ 入札制度・契約事務の改善

電子入札の本格実施

入札の透明性・競争性・公平性の確保と入札参加業者の利便性の向上を図るため、一部の入札 案件で試行してきた建設工事及び測量、設計等業務委託に係る電子入札について、平成18年度 から本格的に実施する。

また、平成17年度から実施している物品調達に係る電子入札については、その実施効果を踏まえ、より効率的かつ効果的な運用に努める。

新たな入札制度の活用

公共工事の品質確保に関する基本理念と発注者の責務を明確化した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年度に施行されたことを踏まえ、これまでの「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図り、総合評価方式(注1)やプロポーザル方式(注2)など民間事業者の技術的能力を重視する入札方式の活用を推進する。

入札・契約事務の適正な執行

透明性の高い公正な入札・契約事務の執行に引き続き努めるとともに、入札条件や指名選定基準等の運用の点検を行い、入札・契約制度の改善に継続的に取り組む。

また、「山形県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(平成17年3月公布)を制定した趣旨を踏まえ、商習慣上複数年契約を締結することが適当な物品の賃貸借契約(OA機器リース等)や、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要がある契約(庁舎管理業務委託等)の複数年契約を推進し、契約事務の効率化と経費の縮減に取り組む。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 電子入札の本格実施 | | | | | |
| ・建設工事に係る電子入札 | 試行 | 本格実施 一 | | | - |
| ・物品調達に係る電子入札 | 実施 | | | | |
| 新たな入札制度の活用 | 活用推進 一 | | | | - |
| 入札・契約事務の適正な執行 | 実施 | | | | - |

^(注1)総合評価方式:一般競争入札において価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する方式。

⁽注2)プロポーザル方式: 高度・専門的な技術や知識が必要な業務について、民間の提案を受けて、技術的に最適な提案者を特定して契約する方式。

ウ電子県庁の推進

自宅や職場からインターネット等を利用して、申請・届出等の行政手続を簡便、迅速かつ安全に行うことができる環境の整備を図り、移動時間・経費の縮減、ワンストップ化 (注1) など県民の利便性の向上を図るとともに、全庁的な情報共有化の推進や、ペーパーレス化、事務手順の簡略化、意思決定の迅速化など簡素で効率的な行政運営を支えるシステムの整備を図る。

山形県電子申請システムの導入

県や市町村に対する申請・届出等を受け付ける電子申請システムを県・市町村共同で構築し、 平成19年3月(予定)から運用を開始する。対象とする手続は、電子化の容易性や年間申請件 数の多さを考慮して選定(例:公共施設予約、旅券発給申請等)し、順次段階的に拡大していく。 また、例えば、引越しするときなどの各生活場面などで必要となる諸手続を総合的に紹介する画 面を設け利便性の向上を図る。システムの運用は、県内の民間データセンターに委託することに より、コスト削減と地域の情報関連産業の活性化を図る。

地方税電子申告システムの導入

地方税ポータルシステム(eLTAX) (注2) を利用した法人県民税・法人事業税の電子申告の受付を平成18年1月から開始する。今後は、対象税目の拡大、納税、申請・届出等の手続についても、全国の地方公共団体と連携しながら順次システム化を検討する。

自動車保有関係手続のワンストップサービスの実現

自動車の保有に必要となる各種手続(検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の納税等)は、国・地方公共団体の複数の行政機関にまたがっており、これらを一つの窓口で一括して行うことができるよう、関係機関と連携しながら全国共通システムの導入を進める。

公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)の導入

公共事業では、発注者、設計者、施工者の間で、文書、図面、写真等の情報交換が行われ、完成した公共施設の維持管理においても、これらの情報が利用されている。

公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)の導入を進め、電子入札、電子納品の実施等を通じて、公共事業の調査、設計、施工及び維持管理の各業務で発生する図書類の各種情報を電子化し、効率的に情報の交換・共有を行う取組みを段階的に推進する。

情報システムの全体最適化

県庁内の各種情報システムについて、「山形県情報システム全体最適化計画」に基づき、開発・ 運用ルールの統一化等を図るとともに、全庁的な情報共有化の推進、現行業務の見直しを行うこ とにより、県全体の情報システムの適正なコスト及び適切な技術による開発・運用を進める。

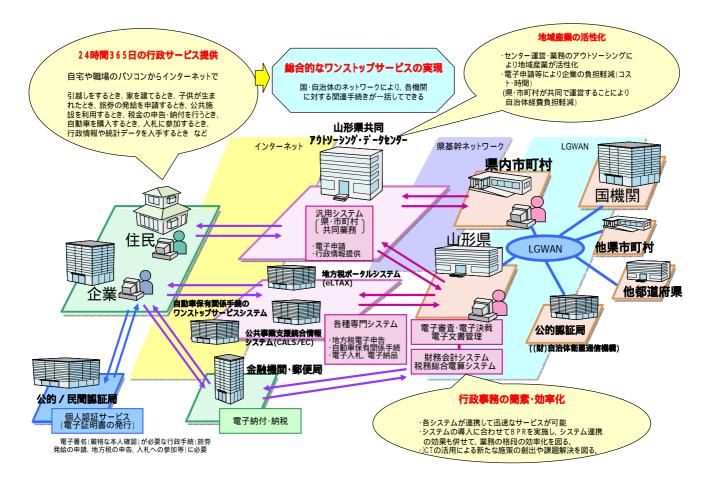
また、平成20年度までに、現在汎用機を利用等している22システムの改修と汎用機のアウトソーシング(外部委託)を行う。

⁽注1) ワンストップ化 (ワンストップサービス): 関連する複数の行政手続を、電子的な一つの窓口で、最少の回数で行うことができるようすること。

⁽注2)地方税ポータルシステム (eLTAX):地方税に関する総合窓口として、地方税の手続をインターネットを利用して電子的に行うシステム。全国の都道府県及び政令指定都市が共同で開発・運用を行っている。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | |
|-------------------------|-----------------------|---------|----------|----------|--------|--|
| 電子申請システムの導入 | 実施設計 | 構築·稼動 - | | | | |
| 地方税電子申告システムの導入 | 導入·稼働 · | (対象税目の打 | 広大、申請・届出 | 、納税等のシスラ | テム化) | |
| 自動車保有関係手続のワンストップサービスの実現 | 導入検討(導入時期未定) | | | | | |
| 公共事業支援統合情報システムの導入 | 電子入札、電子納品、情報共有化の段階的導入 | | | | | |
| 情報システムの全体最適化 | 移行計画 | 22システ | ム改修・アウトン | ノーシング | 第2次移行 | |

【電子県庁・電子自治体の将来イメージ図】



(2)組織改革の方向性

従来の国の行政システムに応じた縦割り的な組織体制から、社会経済情勢の変化や県民ニーズを踏まえた新たな政策目的の実現に向けて、関連する施策・事業について、総合力を発揮できる組織体制へと転換するとともに、部局間の政策を調整する機能を整備する。

また、組織の不断の見直しを行い、絶えず変化していく県民のニーズ等に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制に改革するとともに、事務事業の再構築や無駄を排除し、簡素で効率的な組織を目指す。

総合力を発揮できるシステムの構築

視点 1 産業構造の変化と経済の広域化への対応

県の産業経済を活性化するとともに、後継者や魅力ある雇用の場を確保するための体制整備を進める。特に、農業や商工業及びサービス業等の垣根を越え、各産業の持つそれぞれの特性を踏まえながら、多様な主体の連携により、新たな価値を創造する県全体の総合的な戦略の中で、総合産業政策という視点での取組みをより一層強化する必要があることから、総合力を発揮できるシステムを構築する。

視点2 快適な環境を望む県民意識の高まりへの対応

県土の7割の面積を占める本県の森林資源は、自然環境の大きな要素であるとともに、地球温暖化対策にとっても大きな役割を担い得るものであり、森林資源対策を抜きに環境対策は考えられない。環境対策を総合的に進める視点から、森林資源対策と自然環境対策並びに循環と共生を基調とした地域づくりについて、総合力を発揮できるシステムを構築する。

|視点3||安全・安心な県土づくりと効率的な県土基盤の整備|

社会資本の整備・維持管理を、より一層効率的・効果的に進める必要があり、縦割りによる 事業執行にとらわれることなく、安全・安心な県土づくりに向けて総合力を発揮できるシステムを構築する。

視点4 教育県やまがたの創造

次代を担う人材の育成は、生涯を見通し幼児期から進めることが重要であり、幼児教育から 高等学校まで、それぞれの過程の連携を強化するとともに、年齢や属性に関わらず、生涯にわ たって多様な能力を地域において十分活かせる教育・学習環境の充実を図り、教育の振興に向 け総合力を発揮できるシステムを構築する。

組織の不断の見直し

社会経済情勢の変化や県民のニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう組織体制を見直すとともに、事務事業の再構築、情報通信技術の活用、内部管理事務の改善などを踏まえ、無駄を排除した簡素で効率的な組織を目指す。

(3)総合支庁の見直し

地域において総合的な行政を展開するため、地方事務所、保健所、農業改良普及センター、 建設事務所などを統合し、平成13年4月、県内4地域に総合支庁を設置した。

市町村合併の進展や、基礎自治体である市町村への地方分権の流れに応じて、県の役割と 市町村への関与のあり方等について見直しが求められている。

「地域振興の拠点」として設置した総合支庁についても、社会経済情勢の変化等を踏まえ、 市町村との連携を基本としながら、「効率のよい小さな行政」の実現を目指し、その機能の 見直しを進める。

視点1 市町村との新たな関係の構築

「住民に身近な行政は、可能な限り住民に身近な自治体において処理する」ことを基本に、 住民サービスの向上と市町村の自立性を高める観点から、市町村への事務・権限の移譲を一層 推進していくとともに、その進捗度合に応じ、総合支庁の機能を見直す。

市町村合併に伴い、各市町村の自立性が拡大するとともに、管内市町村数が減少することから、その進展状況に応じ、市町村に対する連絡調整機能等を縮小していく。

市町村がこれまで以上に主体的に地域づくりに取り組んでいけるよう、事業調整や支援など、市町村との連携を強化する。

視点2 本庁との効率的な関係の構築

総合的な行政の展開を図るため各総合支庁の組織機構を行政全般に対応できるよう整備に 努めてきたが、総合支庁の事務権限・組織体制を点検し、市町村合併の進展状況や地理的条件 を踏まえながら、本庁との役割分担の徹底を図るとともに、事務の効率化を図る。

視点3 一体的・効率的な執行体制の確保

分庁舎等について、身近な県民サービスの確保を基本に、機能を見直すとともに、本庁舎との一体性を高め、効率化を図る。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 3つの視点による総合支庁の見直し | 検討·調整- | | 実施 | | |

(4)出先機関等の見直し

出先機関等について、下記の視点等を踏まえ適切な組織体制や運営のあり方を検討し、見直しを行う。

視点 1 社会経済情勢の変化への対応

社会経済情勢の変化を踏まえ、県が果たすべき役割や機能を見直す。

視点 2 指定管理者制度や地方独立行政法人制度の活用

指定管理者制度及び地方独立行政法人制度の対象となる施設及び機関について、導入の是非 も含め、その活用を検討する。

視点3 部門全体の検討

部門全体の検討が必要なものについては、調査の実施又は計画の策定等に基づき、そのあり 方を総合的に検討する。

知事部局

消費者行政部門

消費者基本法の改正を踏まえ、関係機関や市町村との役割分担と連携による相談機能の充実を図るとともに、県庁及び消費生活センターにおける効率的な体制の確立に向けた組織の見直し、商品テストの外部機関活用の推進を検討する。

県民会館、福祉施設等の直営の公の施設

指定管理者制度への移行の是非も含め、施設のあり方の検討を行う。

試験研究機関

山形県試験研究機関機能強化基本戦略等に基づき、産業構造や業態の変化など時代の要請に対応するとともに、国・他県等との連携・協働の方向性を踏まえ県が果すべき役割を検証しながら、次のとおり、本県試験研究機関のあり方を検討する。

- ・ アドバイザリー・ボード (注) や外部研究評価、部局横断的予算調整の実施の徹底を通じて、研究手法や管理の適正化を図る。
- ・ 県の試験研究について、研究評価や横断的予算調整等のマネジメント機能を発揮するなかで、独立行政法人化の是非を含め、その推進体制について検討を進める。

県立大学

地方独立行政法人(公立大学法人)化も視野に、自律的で弾力的な大学運営に向けたあり方の検討を行う。

薬用植物園

薬用植物園を平成19年度末で廃止し、薬用植物の一層の普及啓発が期待される施設に植物 を移植することを検討する。

 $^{^{(\}pm)}$ アドバイザリー・ボード (advisory board): 研究開発、体制等についての助言・指導を行う外部専門家。

職業能力開発支援部門

「第8次山形県職業能力開発計画」を策定(平成18年度)するなかで、企業ニーズ、官と 民の役割分担を踏まえたあり方を検討する。

綱木川ダム建設事務所

工事完成に伴い廃止(平成19年度見込み)する。

その他の出先機関

業務の必要性、業務集約化や民間活用による効果の検証等を行いながら、廃止、統合等を含めた見直しを行う。

教育委員会

県立高校の適正な配置

県立高校の配置の見直しについては、「県立高校教育改革実施計画」(平成17年3月策定) に基づき、県民・地域の理解を得つつ、個別に検討・協議しながら推進する。

青年の家、海浜青年の家

施設の役割・機能等を見直し、少年自然の家との統合を図るなど、あり方を検討する。

県立図書館

貸出、返却、利用案内等の窓口業務の職員体制見直しによる開館日の拡大を行うとともに、 管理運営方法について検討を行う。

県体育館・県武道館

施設利用サービスに特化するなど業務を縮小するとともに、管理運営方法について検討を行う。

あかねケ丘陸上競技場

指定管理者制度への移行を含めたあり方を検討する。

警察本部

温海警察署の鶴岡警察署への統合

限られた警察力を最大限に活用し、県警全体の治安対応能力を高める必要があるなかで、合併後の新鶴岡市と警察署の管轄区域の整合性を図り、行政と一体となった治安対策を推進する。 ・温海警察署 平成17年度末で廃止

指定管理者制度

公園、スポーツ施設等、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置する 施設(公の施設)について、民間事業者を含む地方公共団体が指定する団体(指定管理者)が管理する制度。

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者の能力を活用しつつ、住民サービス の向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

地方自治法の改正(平成15年9月施行)により制度化されたもの。改正前においては、公の施設の管理委託 先は、公共団体又は県の出資法人(公社等)等に限定されていた。

なお、本県では、平成18年4月1日から、総合運動公園等の都市公園、総合コロニー希望が丘等の障害者援護施設等、県営住宅など136施設において指定管理者制度を導入予定。

地方独立行政法人制度

地方独立行政法人法の制定(平成16年4月1日施行)により新たに設けられた制度で、地方公共団体が直接行っている事務事業のうち、同法に規定する業務について、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自律的かつ弾力的な業務運営を行うとともに、適切な事後評価と見直しを行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図るもの。

この制度は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要がある事務事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的としており、対象業務は試験研究、大学の設置及び管理、地方公営企業、社会福祉事業等に限定されている。

(5)公営企業の見直し

企業局

経営環境の変化に対応した組織機構の整備

企業経営をより簡素で効率的に行うため、管理部門のスリム化や電気事業と水道事業の事務 所の統合などの組織機構の見直しを行う。

病院事業局

病院事業の組織機構のあり方

病院事業分析評価調査を実施(平成17~18年度)し、病院事業全体のあり方を検討するなかで組織機構の見直しを行う。

(6)公社等の見直し

県は、県行政を円滑に進めるため、県のアウトソーシング先として、また自律的サービス の提供主体として、あるいは国の制度や枠組みに基づくなどして公社等を設立してきた。

しかし、社会経済情勢が変化するなかで、当初の存立意義が希薄化しているものや、指定 管理者制度の創設及び民間部門の成長等により民間に任せられる分野も出てきている。

このため、公社等については、すべてを一度ゼロベースに戻し、それを再構築していく過程で、県のアウトソーシング先としての必要性等の視点から検証し、公社等の将来的な方向性(廃止又は存続)を整理するとともに、統合を含めた経営の効率化等に取り組む。

公社等の見直し

| | | | | | 検 証 | | | | | | | | | |
|----|------------------------------|--|-----------|-----------|------------------|-----------------|---------------|-----------|--------------|-------------------------------------|---------|---------|-------|--|
| | 田井の取締 | 士庫が領占 | | | 項 | l 🛮 | | 事業実施 | 公社等の 将来的な | | | | | |
| | 団体の形態 | 主要な視点 (ポイント) | 県民サの必 | ーピス 要性 | 県の事務事業 としての適否 | 県からの 委託の適否 | 民間委託 の 可 否 | 形 態 | 方向性 | ŧ | | | | |
| | | | 不 | 要 | | | ····• | 中止 | | | | | | |
| | | 事務事業が県民福 祉の向上につながる か | | | 民間等の 実施が適当 | | | 民間等 | 廃止 | | | | | |
| | 県のアウトソー シング先として 設立 | ~ アウトソーシング することが、目的達 成のために効果的・ 効率的か | 妼 | 要 | | 果 直 営 適当 | ·····• | 県直営 | 廃止 | | | | | |
| | * | | 成のために効果的・ | 成のために効果的・ | 成のために効果的・ | 成のために効果的・ | 成のために効果的・ | 925 | 女 | 20 要 県事務事業 としての 実施が適当 外部委託 適当 | 从如秦红 海山 | 民間委託 可能 | 民 間委託 | |
| | | , a , 100 | | | | 介的安配 周 号 | 民間委託 不可 | 公社等 委託 | 存続 | | | | | |
| 果主 | | | 不 | 番 | | | •••••• | 中山 | | | | | | |
| * | 自律的サービス の提供主体とし | 提供されるサービ スが、県民生活・利 | | | 県事務事業 としての | 県 直 営 適当 | ····• | 県直営 | 廃止 | | | | | |
| | て設立 | 便性の向上のために 現在も必要か | 必 | 要 | 実施が適当 | 民間委託 適当 | ····· | 民間 委託 | | | | | | |
| | | | | | 公 社 等 の 実施が適当 | | ····· | 公社等 | 存続 | | | | | |
| | 国の制度や枠組みに基づき全国的に | 制度や枠組みが、 産業の振興、県民 | 不 | 要 | | | ····• | 中止 | 廃 止 | | | | | |
| | 設立 | 生活の向上のため に現在も必要か | 妼 | 要 | | | • | 公社等 | 存続 | | | | | |
| 他 | 団体主導(運営) | | | | | | | | 存続 | | | | | |

ア 廃止の方向性と整理される公社等について

職員の処遇、他の出資者との調整、累積損失の処理、実施中の事業の状況等考慮すべき事項 も踏まえ、中長期的な見直し計画(工程表)を策定し、適切に取り組む。

また、それまでの間は、次のイと同様に取り組む。

現時点で廃止の方向で進めるものは次のとおりであるが、引き続き公社等の見直しを実施していく。

- (財)山形県畜産振興公社、山形県道路公社、山形県住宅供給公社、
- (財)山形県総合運動都市公園公社、(財)山形県下水道公社、
- (株)山形県県民ゴルフ場管理公社、(財)山形県公営企業振興協会
- * これらの中長期的な計画(工程表)については、今後各公社等と調整のうえ策定。
- * 廃止には、完全民営化を含む。

イ 存続の方向性と整理される公社等について

次の視点で、プラン推進期間における見直し計画(工程表)を策定し、適切に取り組む。

a 経営の効率化に向けた取組み

- ・ 類似目的の公社等の統合 ・ 役職員体制の見直し
- ・ 給与等の見直し ・ 県補助金の廃止・縮小に向けた取組み

b 累積損失の処理

- ・ 実効性のある処理計画の策定 ・ 法的措置も含む制度改正の要望
- ・ 累積損失を処理できない場合の公社等の存続の検討
- c 公益法人の主務官庁等としての監督

公社等に関する指導等

外部評価の推進

平成18年度から、外部の専門家を活用した第三者による評価を実施し、公社等のあり方、見直し計画の実施状況、経営の効率化に向けた取組みを強化する。

県の支援の見直し

公社等の経営については、自立的な経営を基本とし、県からの補助金、委託料に過度に依存しないよう見直しを行う。

また、公社等役員への県職員の就任については、必要性を十分に検討し、最小限とするよう見直しを行う。さらに、役員以外の職員派遣についても、派遣の目的や効果などを検証し、必要最小限のものとなるよう、引き続き見直しを行う。

県退職者の公社等役員への再就職については、公社等の機能が十分発揮されその設立目的が達成されるよう、公社等の要請に基づき、有為な人材の活用と適材適所の観点から対応する。

情報の公開

公社等の財務諸表や事業活動に関する資料等を、引き続き行政情報センターで公開する。

また、公社等及び県からの補助金・委託料が総収入の50%以上を占める公益法人に対する県からの補助金・委託料の状況を、引き続き県のホームページにおいて公表する。

前記外部評価の結果も合わせ、公社等の役割、事業内容等の状況を、県民にわかりやすい形で県のホームページにおいて公表する。

「公社等に関する指導指針」の改定及び指導

前記公社等の見直しの考え方等を踏まえ、次の観点から「公社等に関する指導指針」(平成12年5月策定)を改定し、適切な指導に努める。

中長期的な見直し計画(工程表)の策定と着実な推進

役職員体制、給与等の見直しや累積損失の処理など経営効率化の着実な推進

外部の専門家を活用した第三者による評価の実施

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 見直し基準による見直し | | 順次実施 | | | |
| 外部評価の推進 | | 実施 | | | - |
| 情報の公開 | | 充実 | | | - |
| 公社等に関する指導指針による指導 | | 指針改定 | | | |

(7)審議会等の見直し

各種審議会等の簡素合理化

既存の審議会等については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その必要性を再検討し、役割を 終えたと判断されるものは廃止する。

県民や有識者の意見を聴くにあたっては、既存の審議会等又は会議の活用、パブリック・コメ ント手続^(注)の活用、関係団体の意見の聴取等によることを優先させることとし、新たな審議会 等の設置はできる限り抑制する。

また、審議会等の運営にあたっては、事務局を含む運営体制の効率化を図り、経費を最小限と するよう努める。

審議会等の女性委員の就任率向上

「山形県男女共同参画計画」(平成18年2月改訂)に基づき、女性の政策・方針決定過程へ の参画拡大を推進し、女性委員の就任率向上に引き続き努める。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 各種審議会等の簡素合理化 | | | | | - |
| 審議会等の女性委員の就任率向上 | | | | | - |

^(注)パブリック・コメント手続:県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該立案の内容その他必 要な事項を県民等に公表し、これについて提出された県民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、意見に対す る県の考え方を公表する一連の手続。

3 県財政健全化に向けた改革

危機的状況にある現在の財政状況を脱却し、持続的な県勢発展を推進できる財政構造へと 転換することが重要である。

国の三位一体の改革の流れ、我が国自体が今後、本格的な人口減少社会、高齢社会を迎えることを踏まえれば、今後も県の歳入の大幅な増加は期待できない状況にあり、財政の健全化にあたっては、大胆な歳出の抑制が基本になる。

さらに、歳入の確保にも努め、経常収支比率等を健全な水準まで改善し、財政の自由度の 回復を目指す。

<参考> 山形県財政の中期展望(平成17年6月補正後予算を基礎として試算したもの)

財源不足額への対応

| 知 //尔 | 小足額(100)刈心 | | | | (単位 | :億円) |
|--------|--|-----------------|------|------|------|------|
| | | 平成17 (6月後) | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 |
| 財 | 源 不 足 額 (A) | 522 | 498 | 604 | 632 | 702 |
| | 遊 休 財 産 の 処 分 | 5 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| 歳 | 基金・特別会計資金の有効活用 | 26 | 28 | 15 | 15 | 14 |
| 入 確 | 財源対策のための県債発行 | 88 | 178 | 181 | 173 | 155 |
| 保 | 使 用 料 ・ 手 数 料 の 改 定 等 | | | 3 | 3 | 3 |
| | 計 (B) | 119 | 209 | 201 | 192 | 173 |
| 歳出 | 聖 域 な き 改 革 の 断 行 ・事務事業の総点検による徹底的見直し ・人件費の縮減 | 88 | 260 | 340 | 350 | 360 |
| 改革 | 公 債 費 の 平 準 化 | 14 | 30 | 80 | 120 | 130 |
| | 計 (C) | 102 | 290 | 420 | 470 | 490 |
| | 合 計 (D=B+C) | 221 | 499 | 621 | 662 | 663 |
| 新 | たな景気・雇用対策へ振り向け (E) | 30 | 100 | 70 | | |
| 調 | 整 基 金 取 崩 額 (F) | 331 [100] | 99 | 53 | 30 | 39 |
| 対 | 策後の調整基金残高 (G) | 139 [+ 100] | 140 | 87 | 117 | 78 |

^[]は17年度内における歳出削減努力等による目標額

財政の中期展望は、毎年度、当初予算案決定と同時に見直し更新する。

(1) 歳入確保対策

法定外目的税 (産業廃棄物税など)の導入、企業広告の導入等その他新しい収入源の確保 県税徴収率の向上など県税収入の確保

使用料・手数料の見直しなど受益者負担の適正化

土地・建物などの遊休資産の売却促進

(2)事務事業の聖域なき見直し(事務事業総点検)

限られた財源・人的資源の配分の最適化と職員の意識改革を目的に、平成17年度6月補 正予算後のすべての事務事業について、総点検を実施し、平成18年度当初予算編成に活用 する。

公社等に対する委託事業、補助金等の支援内容についても、同時に見直す。

事務事業の総点検(1次評価)

すべての事務事業について、国や市町村、民間との役割分担を踏まえた県行政の果たすべき役割、法令等や既存施設の維持管理の必要性など事業実施の根拠(性格)の総点検を行い、県が実施しなければならない「義務」か、それ以外の「非義務」かに分類し、「非義務」は再構築対象とする。

事務事業の見直し(2次評価)

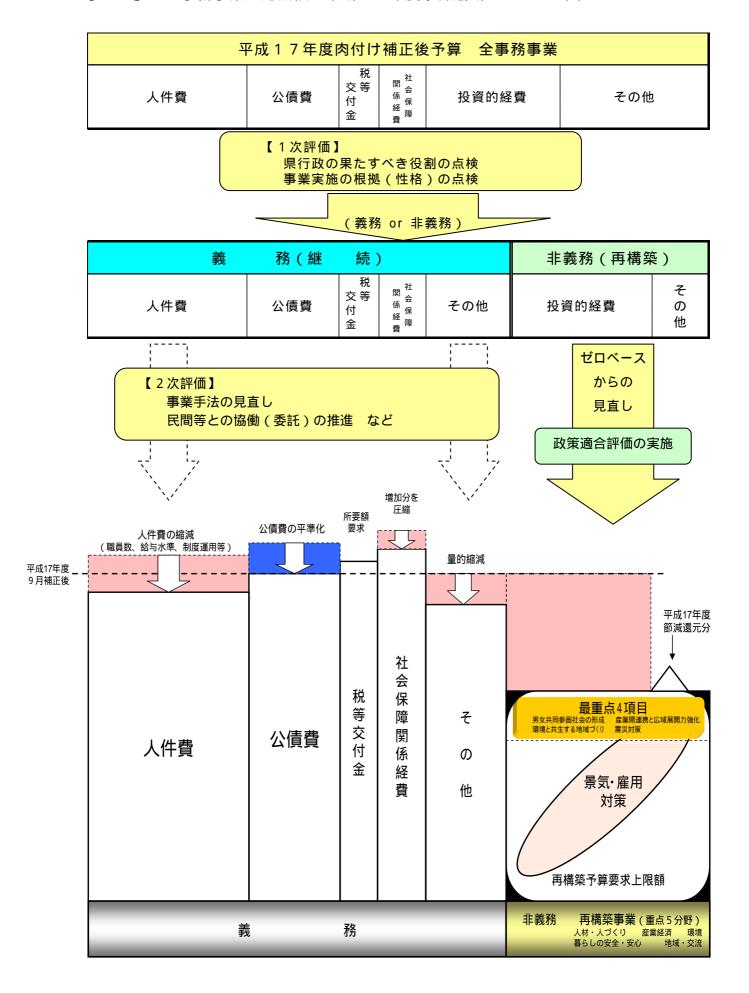
1次評価で義務と整理されたものについて、事業実施手法の見直し等に取組み、事業費を縮減する。

- ・ 事業手法の見直し
- ・ 民間等との協働(委託)の推進
- ・ コスト縮減 など

見直しは毎年度継続的に行う。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事務事業の総点検 | 総点検 | | | | |
| 聖域なき見直し(政策適合評価含む) | 実施 | | | | |

<参考> 事務事業の総点検と平成18年度予算編成のイメージ図



(3)人件費の縮減

人件費について、大幅に縮減し、財政の中期展望に示される歳出改革(聖域なき改革の断行)の概ね半分程度をカバーする。

このため、やまがた集中改革プラン推進期間における取組みにより、

知事部局職員給総額を、2割程度縮減する。

教育委員会、警察本部、病院事業局等については、教育・治安等の質を維持しつつ、 知事部局に準じて縮減努力を行う。

職員数の削減

職員数の削減については、県の役割や事務事業の見直し等を行いながら進める。

また、重点分野への配置など、人的資源についても選択と集中を図る。

知事部局 平成22年度当初において、平成16年度比で10%程度削減。

知事部局以外 知事部局に準じて削減努力を行う。

職員数の削減目標

単位:人

| | | | 平成16年度 | 平成22年度 | 平16 | 平22 |
|---|-----|-------------|--------|--------|-------|--------|
| | -般彳 | 亍政部門 | 4,972 | 4,467 | 505 | -10.2% |
| | 知 | 事部局 | 4,903 | 4,400 | 503 | -10.3% |
| 特 | 別行 | 亍政部門 | 14,297 | 13,593 | 704 | -4.9% |
| | 教 | 育委員会 | 12,000 | 11,286 | 714 | -6.0% |
| | | 教職員(学校) | 11,699 | 11,015 | 684 | -5.8% |
| | | 事務局職員 | 301 | 271 | 30 | -10.0% |
| | 警 | 察本部 | 2,297 | 2,307 | 10 | 0.4% |
| | | 警察官 | 1,937 | 1,967 | 30 | 1.5% |
| | | 事務職員等 | 360 | 340 | 20 | -5.6% |
| 公 |)営1 | 企業部門 | 2,644 | 2,564 | 80 | -3.0% |
| | 企 | 業局 | 177 | 159 | 18 | -10.2% |
| | 病 | 院事業局 | 2,467 | 2,405 | 62 | -2.5% |
| | | 総計 | 21,913 | 20,624 | 1,289 | -5.9% |

各年度4月1日現在

特別行政部門(教職員(学校)及び警察官)の定数は法令等で定められており、変動する場合がある。 病院事業局の職員数は、県立病院のあり方の検討(H17~18年度)後に、あらためて数値目標を設定。

給与構造の改革

人事委員会勧告を踏まえ、給与構造の改革を着実に実施。

- 給料表の水準の引下げ(4.8%)
- ・ 給与カーブのフラット化(中高年齢層について 7%)
- ・職務の級と役職段階との関係を再整理(現行1級・2級及び4級・5級を統合)
- ・ きめ細かい勤務実績の反映を行うため、現行の号給を4分割
- ・ 普通昇給と特別昇給を勤務成績に基づく昇給制度に一本化
- ・ 最高号給を超える給料月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止

給与等の見直し

県民から理解が得られる給与水準の達成を図る。

- ・ 昇格基準の見直し
- 特殊勤務手当等の見直し
- ・ 現業職給与の見直し
- ・ 退職手当の見直し

特別職報酬の見直し

知事・副知事・議員等特別職の報酬を見直す。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 職員数の削減 | | | | | |
| 給与構造の改革 | | 導入 — | | | |
| 給与等の見直し | 順次実施 | | | | |
| 特別職報酬の見直し | 見直し | | | | |

(4)旅費等の見直し

社会情勢等を踏まえ、日当や日額旅費など、旅費(費用弁償含む)の支給のあり方について検討を行う。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 旅費等の見直し | | 検討 — | | | |

(5)福利厚生事業の見直し

職員互助会事業の見直し

財団法人山形県職員互助会に対する県費補助金について、平成17年度において、県の財政状況や他都道府県の動向などを踏まえ、見直しを行ったところであるが、平成18年度以降においても、互助会事業について見直しを行うとともに、引き続き県費補助金についての見直しを検討する。また、財団法人山形県教職員互助会、財団法人山形県警察職員互助会についても、県費補助金の見直しを行う。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 職員互助会事業の見直し | 順次実施 | | | | |

(6)公共工事コスト構造改革

山形県公共工事コスト縮減行動計画(第3次)

計画段階から管理段階までの公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直すコスト構造改革として、「山形県公共工事コスト縮減行動計画(第3次)」(平成17年3月策定)に基づき、コスト縮減の推進を図る。

第3次計画は、これまでの工事コストの低減のほか、新たに、事業便益の早期発現効果、将来の維持管理費の低減を算定項目として加えた「総合コスト縮減率」を指標とし、平成20年度における総合コスト縮減率10%(平成14年度における標準的な公共工事のコストを基準)を目標に、11分野にわたる縮減施策に取り組む。

工事コストの低減

計画・設計から管理までの各段階における

工事の時間的コストの低減 最適化

ライフサイクルコスト (注1) の低減調達の最適化工事における社会的コストの低減地域特性の重視

工事の効率性向上による長期的コストの 地域資源の循環利用の促進

低減 透明性の向上

事業の迅速化

創意工夫事例集の活用

事業執行過程において、担当職員が創意工夫した事例を集めて作成した事例集を充実するとと もに、その利活用を図りながら、一層のコスト縮減を目指す。

民間技術の活用

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公共工事コスト縮減行動計画(第3次) | | | | • | |
| 創意工夫事例集の活用 | | | | | |
| 民間技術の活用 | | | | | |

⁽注1) ライフサイクルコスト:構造物の建設コストだけでなく、その寿命期間中に必要な維持管理や改修・廃棄にかかるコストも含めた構造物の総コスト。

⁽注2) V E 方式: V E はValue Engineeringの略語。機能を低下させずにコストを縮減する技術又は同等のコストで機能を向上させるための技術の提案を受ける方式。実施する段階に応じて、設計 V E、入札時 V E 及び契約後 V E がある。

⁽注3)プロポーザル方式:高度・専門的な技術や知識が必要な業務について、設計段階から民間からの技術提案を受けて、 技術的に最適な提案者を特定して契約する方式。

(7)企業局における経営改善の推進

「山形県企業局経営改革・改善計画」(平成17年3月策定)で示した基本方針のもと、毎年度、計画に定めた目標の達成状況を検証し、必要な見直しを行いながら、効果的・効率的に改革改善を推進する。

山形県企業局経営改革・改善計画(経営の基本方針)

地域への貢献を重視した経営

- ・ 企業局がこれまで蓄積してきた技術、経営資源を活用し、地域の振興に貢献する。
- ・ より安全で安心できるサービスを安価で提供し、県民の信頼と期待に応える。
- ・ 各事業の役割や経営状況等について積極的に情報提供する。

民間と競争できる効率的経営の実現

・ 電力の自由化など民間との競争を念頭におき、常に業務内容や実施方法の点検を行い、公 営企業体の特性を発揮して効率的な経営に努める。

自立的経営(財務)基盤の強化

・ 改革の推進と的確な経営収支計画に基づいた事業運営により健全な経営(財務基盤)を確立する。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 経営改革・改善の推進 | | | | | |

(8)病院事業における経営改善の推進

一般会計からの繰入金の縮減が図られるよう、経営の効率化に努める。

また、病院事業分析評価調査を実施(平成17~18年度)し、県全体としての医療提供体制及び医療ニーズを踏まえた病院事業の今後の方向性、各県立病院の役割・機能についての提言を受け、病院事業の今後のあり方についての検討を実施するなかで、経営改善方策を策定し、実施する。

病院事業分析評価調査

現状分析

- 山形県の医療提供体制の現状
- ・ 県立病院の現状 (医療機能、経営状況)

県立病院のあり方の提言

- ・ 県立病院全体としての今後の方向性
- 各県立病院の役割・機能
- ・ 今後の運営方策の検討

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 病院事業分析評価調査 | 実施 | | | | |
| 経営改善方策 | | 策定·実施 - | | | |

4 情報の受発信・公開の推進

広報機能や広聴事業の充実強化、パブリック・インボルブメント (注1)等の一層の推進、さらには適切な情報公開により、行政プロセスの透明性を高め、県民参画・協働へのシステムの構築を促進する。

(1) 県情報の発信

県のホームページのリニューアル

県のホームページを、新しい情報や重要な情報が簡単に探し出せるデザインに改めるとともに、 その日の出来事がすぐにわかるコーナー等を設置するなど、"毎日見に来たくなるような"もの に刷新する。

デイリー記者会見及び動画配信等

原則毎日、知事記者会見を開催するとともに、記者会見の模様をインターネットで動画配信すること等により、県政情報を適時適切に発信する。

総合案内窓口機能の充実

県民サービスの一層の向上を図る観点から、来庁者に対する総合案内や情報提供サービス等を はじめ、県民相談に対するワンストップサービスを充実する。

県外事務所の広報機能強化

県外事務所を拠点とした、全国・世界へ向けた広報機能の強化を図る。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県ホームページのリニューアル | 実施 - | | | | |
| デイリー記者会見及び動画配信等 | 実施 - | | | | |
| 総合案内窓口機能の充実 | 実施 - | | | | |
| 県外事務所の広報機能強化 | 実施 | | | | |

(2)県民の意見の県政への反映

広聴機能の充実拡大

県民との対話の場の設定、インターネットや「県政直行便」 $(^{i2})$ の活用などにより広聴機能を強化する。

県政課題に係る県民アンケートの実施と結果の活用・公表

県民の意識や意向を的確に把握し、県民起点の行政運営を進めていくため、「新世紀やまがた 課題調査」を継続して実施する。

⁽注1)パブリック・インボルブメント:公共事業の計画策定等において、地域住民が意見を表明できるような場を設け、 寄せられた意見を計画に反映すること。

^(注2)県政直行便:広く県民から御意見をいただくため、総合支庁や市町村の窓口等に受取人払いのはがきを設置している。

パブリック・コメントの推進

県民にとってよりわかりやすく参加しやすいパブリック・コメント手続を実現するため、意見 募集時の公表資料、公表方法を改善するなど、「パブリック・コメント手続に関する指針」(平成 15年3月策定)の見直しを進める。

パブリック・インボルブメントの推進

都市計画街路事業等の公共事業の計画策定にあたって、県民が計画段階から参画する仕組みの対象を拡大する。

審議会等の委員の一般公募の拡大

より多くの県民の意見を県政に反映することができるよう、委員を幅広く選任することに努めるとともに、委員の一般公募を拡大する。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 広聴機能の充実拡大 | | | | | - |
| 県政課題に係る県民アンケート | | | | | - |
| パブリック・コメントの推進 | | | | | |
| パブリック・インボルブメントの推進 | | | | | - |
| 審議会等の委員の一般公募の拡大 | | | | | - |

(3) 受益と負担の納得性

公共事業評価システムの充実

公共事業評価システムは、計画段階から事業実施後までの各段階において、県民への説明責任 (アカウンタビリティ)を確保しつつ、事業の効果的・効率的な執行を図ることを目的としている。

これまで、 事業の妥当性(必要性や効果等)の検証、優先度の把握を目的とした「事前評価」、 事業継続の是非の検証を目的とした「事業中評価」を行っており、「山形県公共事業評価監視 委員会」(注)を設置し、第三者からの意見を聴くとともに、評価結果について公表している。

平成17年度においては、効果の検証をその後の事業へ活用するための「事後評価」を検討。 平成18年度から「事後評価」を試行し、その後順次実施することで、事業計画から事業完了後 の維持管理までの総合的な評価制度の確立を目指す。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------------|------------|------------|--------|--------|--------|
| 公共事業評価システムの充実 | 事後評価 検討 | 事後評価 試行 | 順次実施 | | - |

⁽注) 山形県公共事業評価監視委員会:公共事業評価の実施に際して、客観性及び透明性を確保するため、第三者からの 意見を聴き、尊重する仕組みとして平成 10 年度に設置された。

決算情報等の公表

決算情報の早期公表

- ・ 行政手続の透明性を高めるため、前年度決算の概要がまとまった段階で県民への情報開示を 行う。(平成17年8月に平成16年度決算の概要版を公表)
- ・ 公社等を含めた連結財務諸表について、16年度決算から試行的に作成し、公表する。

インナー・マニフェスト等の公表

毎年度、知事と部局長等とで締結するインナー・マニフェスト等の内容及び達成状況について、 県のホームページ等で公表する。

人事行政の透明性の拡大

「山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年7月公布)に基づき、職員数や給与等の状況について、県のホームページ等で公表する。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 決算情報の早期公表 | 実施 | | | | - |
| インナー・マニフェスト等の公表 | 実施 | | | | - |
| 定員・給与等の状況の公表 | 実施 | | | | → |

(4)情報公開の推進

情報公開の推進

情報公開について、請求に応じて県が保有する公文書を適切に開示する「公文書の開示」と、 行政情報センターや総合支庁等の情報公開窓口における行政資料の迅速かつ的確な「情報の提供」を柱として推進し、県行政の透明性を確保することにより、県民の県政への理解と信頼を深めるとともに、県政への積極的な参加を促進する。

また、公文書開示請求について、電子申請を導入し、請求者の利便性の向上を図る。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 情報公開の推進 | | | | | - |
| 公文書開示請求への電子申請の導入 | | 導入 · | | | |

(5) 適正な個人情報保護

個人情報保護制度の適正な運用

県の事務事業の遂行及び県政の情報の受発信にあたっては、個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正な運用を徹底し、個人情報の有用性に配慮しつつ、県民の権利利益の保護を図る。

| | 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| I | 個人情報保護制度の適正な運用 | | | | | |
| | | | | | | _ |

第2 県と市町村との新しい関係の構築

(分権型社会の必要性)

「地方分権」の推進は、明治維新、戦後の改革に次ぐ第三の改革とも位置付けられており、 また、現在進められている「三位一体の改革」においては、自立的な地方財政の確立を目指 した取組みが行われているところである。

この背景には、中央集権型行財政システムの弊害の顕在化、国民の意識・価値観の変化などがあげられるが、今後、本格的な少子高齢化社会が進行するなかにおいて、公共サービスを維持するには、「住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体において処理する」ことを基本に、それぞれの地域の状況に応じた対応が可能な「分権型社会」が構築されることが一層強く求められる。

(国と市町村の役割)

国においては、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針のもと、大幅なスリム化を目指しているが、さらに今後は、国が本来果たすべき役割について、原点に立ち返り、国の地方出先機関の権限等は、県、市町村に移譲するなど、さらに「小さくて効率的な政府」にしていくことが求められている。

一方、市町村については、基礎自治体として行政の第一義的役割を担っていくことを基本に、将来にわたり、自らの責任と判断で地域の課題に取り組み、高度化・多様化する行政ニーズを的確に反映した行政サービスの提供や地域振興策の展開などを推進していくことが求められている。そのためには、市町村が自立性の高い行政主体として、活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組めるよう、これまで以上に市町村の権限の拡大や財政基盤の強化を推進していくことが必要であり、規模のメリットにより、より良いサービスを担えるよう、市町村合併に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。

(県の役割)

こうしたなかにおいて、県の役割としては、 市町村では解決できない課題に対応するもの、 広域にわたり行政サービスの一定水準を確保するためのもの、並びに 市町村に関する連絡調整に関するものがあげられているが、市町村合併の進展により、県の市町村に対する補完的な機能や連絡調整機能については、必要性が低下することが考えられる。

都道府県の役割やあり方の方向性については、道州制の導入等さまざまな議論があるが、「やまがた集中改革プラン」の推進期間中において、住民起点の分権型社会をどう構築するかを含めて議論を進めていく必要がある。

1 市町村合併の推進

市町村合併は、平成17年4月に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)の下においても、地域住民の意向を踏まえ市町村が自らの判断で地域の将来のあり方を 選択する自主合併が基本である。

一方で、市町村合併は、まさに本県の21世紀の地方自治の姿を決めていくものであり、県としては、市町村を包括する広域的な団体として、地域全体の発展や県民生活の維持向上という観点からも、県自らの課題として、市町村合併を積極的に推進する。

自主的な市町村合併の推進に関する構想の策定

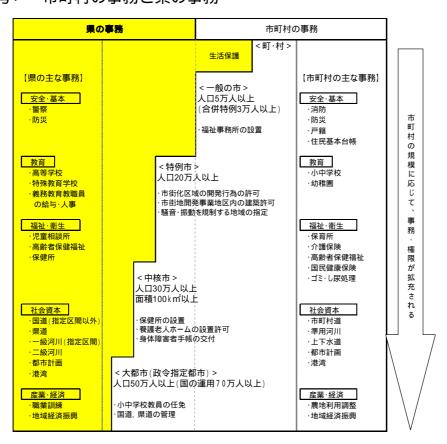
合併新法に基づき、「山形県市町村合併推進審議会」において、今後の市町村行政のあり方について幅広い観点から十分な審議を行い、「山形県市町村合併推進構想(仮称)」を策定し、市町村や地域住民が市町村合併について積極的に取り組み、十分な議論が尽くされるよう、必要な情報の提供や機運の醸成に努めるなど、県としても市町村合併に向けて積極的に取り組む。

合併後の連携

市町村合併の進展により、県の市町村に対する補完的な機能や連絡調整機能の必要性が低下することになるが、自立性の高まる合併後の市町村との連携を図り、県と市町村との新たなパートナーシップを確立する。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 山形県市町村合併推進構想(仮称) | 策定 | | | | |
| 合併後の連携強化 | 検討 | | | | - |

<参考> 市町村の事務と県の事務



2 市町村への事務・権限の移譲

分権型社会における県、市町村それぞれの役割を踏まえ、「住民に身近な行政は、可能な限り住民に身近な自治体において処理する」ことを基本に、市町村は、住民に身近な行政サービスの提供や地域づくりの分野を担うなど、地域の実情や特性を踏まえた自立性の高い行政運営が求められている。市町村が活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組めるよう、「近接性・補完性の原理」に基づき、県から市町村へ事務移譲等を積極的に推進し、市町村の事務・権限の拡大を図る。

事務・権限移譲の推進

市町村における戦略性の高い政策の企画立案、事業執行を促進していくため、市町村の意向も 踏まえつつ、「山形県事務・権限移譲推進方針(仮称)」を策定し、県から市町村へ移譲する分野 の拡大や県業務等の移管など、市町村の事務・権限の拡大に積極的に努める。

移譲分野について、これまでの福祉やまちづくり等の分野に加え、産業振興などの分野に拡 大する。

これまでの事務処理の特例条例による市町村への事務・権限の移譲に加え、業務や県有施設 の移管、事務の委託、国に対する制度改正要望など、多様な手法で移譲を推進する。

特に、県管理道路について、市町村道と一体となった効率的な維持管理を実現するため、市町村と十分調整を図りながら、その仕組みづくりや国に対する制度改正要望も含め、市町村への一部管理事務の移譲、除雪業務の委託等を検討する。

財政措置のほか、移譲準備段階での連携体制や移譲後における助言・相談体制など市町村支援体制の充実を図る。

| 取組項目 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 山形県事務·権限移譲推進方針(仮称) | 検討 | 策定 | | | |
| | | 移譲推進 - | | | • |

第3 県民の主体性発揮

危機的な財政状況の下、多様化する県民のニーズに十分に対応するためには、行政サービスの受益に対する適正な負担への県民の理解とともに、自己責任の意識を持ちつつ、県民が主体性を発揮して県づくりに積極的に参画することが不可欠である。

これまでの公助を中心とした社会システムから、自助や互助を基本とする社会システムへの 転換を進めるため、県民が、「自らの地域は自らの力で創造する」という志をもって、企業や NPO(注)、ボランティア、地域などさまざまなサービスの担い手として、行政と情報を共有 しあい、さまざまな公益活動や地域づくり活動を積極的に展開していくための仕組みづくりを 進める。

1 行政サービスの範囲と負担の見直し

行政サービスの受益と負担の適正化や新たな政策課題に対応するための税制度の導入を検討するとともに、時代環境の変化や所期の目的の達成により必要性の低下している行政サービスや民間部門の成長が著しい領域における行政サービスの縮小・廃止、行政サービスの優先順位の設定を進めるなど、行政サービスのあり方を不断に見直す。

【行政サービスの見直しの具体例】

- ・ 行政サービスに対する受益者負担の適正化という視点から、使用料・手数料の見直しや自己 負担の導入を進める。
- ・ 環境保全や廃棄物問題など新たな行政課題に対応する財源を確保するため、産業廃棄物税な ど、課税自主権に基づく新たな税を導入する。
- ・ 民間部門の成長により民間に委ねられるサービス、民間のノウハウを活かせるサービスについては、民間との役割分担を見直し、県の関与を廃止又は縮小する。
- ・ 県民が自立可能なものについては、補助金・負担金の廃止・縮小や融資制度への転換を進める。
- ・ 補助金について、効果的な施策展開を目指すため、支援対象の選択と集中を徹底する。
- ・ 奨励的な補助金など、所期の目的を達成した補助金については、期限を区切って廃止する。
- ・ 幅広い県民の視点に立って必要性・緊急性を検証し、効果の薄い事業の廃止や中止を進める とともに、いわゆる「ハコモノ」整備の抑制など緊急性の低い事業を先送りする。
- ・ 県民が、行政と民間の多様な公的サービスの中から、自由にサービスを選択できる仕組みづくりを進める。
- ・ 民間との役割分担、受益者負担の適正化の観点から、公的な融資制度や保証制度について見 直しを行う。 など

^(注)NPO:Non-profit Organizationの略語。公益的なサービスを提供したり、社会問題や地域課題を解決するために 組織的に活動する民間団体。

2 県づくりへの県民の積極的な参画

企業やNPO、県民によるボランティアなど多様な主体が、公益サービスの担い手として大きな 役割を担うに至っている。

今後の県づくりは、それぞれが持つ知恵や知識、資源などを有効に組み合わせ、一人ひとりの県 民の力を結集することが重要である。

多様化する県民ニーズに、より機動的・効果的に対応するため、あるいは公益サービスの担い手としてNPO等との連携・協働をさらに進めるため、県づくりへの県民の積極的な参画を推進する。

(1)民間活力の導入に向けた制度の活用

規制緩和の視点に立った各種制度を活用し、民間のノウハウなどを活かした公共サービスの提供を積極的に推進する。

- 構造改革特別区域(注1)の活用推進
- PFI制度^(注2)の活用推進
- 指定管理者制度の活用推進

市場化テストの導入検討

市場化テスト(官民競争入札制度)^(注3)の本格的導入に向けた国の動きを踏まえながら、公共サービスへの民間活力導入を拡大する有力な手法として、市場化テストの導入について検討を進める。

(2) 県民の主体的な活動の推進

男女共同参画社会の形成等、性別や年齢等の属性にとらわれず、県民が個々の能力を発揮できる社会の仕組みづくりを進める。

- ・ 「山形県男女共同参画計画」を改訂し、男女共同参画についての正しい理解と認識を深める機会を拡充するとともに、多様な分野における女性のチャレンジ支援等を推進
- ・ 「やまがた就業促進プラン (仮称)」を策定し、県民が多様多彩な能力を生涯にわたり発揮できる就業環境づくりを推進 など

多様な主体との協働を円滑に進めるための仕組みづくりを推進する。

- NPO等からの協働提案を事業化する仕組みづくり
- ・ 産学官連携による課題解決型の研究開発の推進と成果を社会還元する仕組みづくり など 公助から自助・互助を基本とする社会システムへの移行を推進する。
- ・ 地域コミュニティにおける自主的な課題解決、支え合いの促進(環境美化・除排雪 など)
- ・ 住まいや子どもの教育等、住民に身近な各種相談にワンストップで対応できる民間団体の 育成について検討

⁽注1)構造改革特別区域:民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案により、「規制の特例措置」を導入する特定の地域(=「特区」)を設けて、構造改革を進めるもの。県内 13 箇所で認定(平成 18 年 1 月現在)。

⁽注2) PFI制度: PFIはPrivate Finance Initiativeの略語。公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の 資金、経営及び技術的能力を活用する制度。県内では県営住宅団地移転建替事業(2箇所)で活用例がある(平成18 年1月現在)

⁽注3)市場化テスト(官民競争入札制度): これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が 対等な立場で競争し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていく制度。

公益法人制度の抜本的改革への適切な対応を指導する。

・ 一般的な非営利法人制度の創設、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益 法人の新たな制度への移行について、国の検討経過を見守りつつ、適切な法人形態等への転 換等を指導

(3)協働の受け皿づくり

協働の受け皿の整備に向け、NPO団体の活動を促進する体系的な支援制度を整備するとと もに、県民が公益活動に主体的に参加する機会を拡充する。

- ・ NPOの安定的な運営に向けた内部管理力の充実や広範なネットワークづくりへの支援等 を内容とする県民活動推進計画の策定
- ・ NPO中間支援機能など県民活動支援体制の充実
- ・ 県民の公益活動への主体的参加を促進する活動事例の紹介 など

(4) 県民活動への資金面からの支援

県民が主体的に取り組むさまざまな活動を、主に資金面から県民自身が支える仕組みづくりを推進する。

・ 環境資産の保全活用等のためのトラスト活動^(注1)の促進

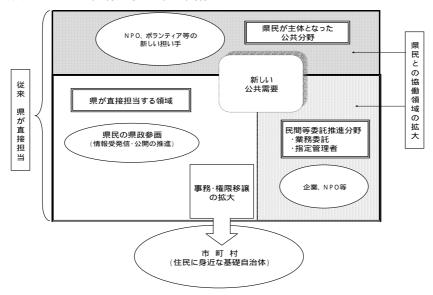
など

(5)地域住民による公共施設等の維持管理

グランドワーク $(^{(\pm 2)})$ など、身近な環境の整備を地域住民が力を合わせて主体的に行う取組みを促進する。

- ・ 県民による地域の道路や河川等の環境整備活動を推進するアダプト制度(注3)の導入
- ・ 多様な主体の参加による農業水利施設の共同での維持管理の推進
- ・ 県民や企業が主体となって森林づくりを進める公益の森構想の推進 など

<参考> 公共サービスと多様な担い手の関係



⁽注1)トラスト活動:住民が主体になり文化財や自然環境の保護及び利活用を推進する種々の活動の総称。

^(注2)グランドワーク:地域住民・企業・行政が協力して地域の専門組織をつくり、地域環境の改善活動等を行うこと。

⁽注3)アダプト制度:「アダプト」とは養子縁組のこと。道路や河川等の公共施設の一部(区域)を「養子」とみなし、 地域の住民・団体・企業等が「里親」となって、公共施設の設置管理者(行政)と協定を結び、「養子」となった公 共施設の一部(区域)の保守管理等を行うボランティア制度のこと。

3 民間等委託の推進

「民間にできることは民間に委ねる」という考え方を基本に、これまでの行財政改革の取組みを踏まえながら、「民間等委託推進方針」(平成17年7月)に基づき、毎年、業務の見直しを行い、民間等委託を積極的に推進するとともに、委託内容等の一層の効率化を図る。

民間等委託の目的等

行政サービスの質の向上、効率的・効果的な行政運営、県民の参画やNPO等との協働による暮らしやすい地域社会の形成、地域の活性化、雇用の創出の観点に立って、民間等委託を推進する。

民間等委託推進策

新たな民間等委託の可能性の検討

- ・ 法令により県が直接実施しなければならない業務のうち、規制緩和の一環として法制度改正等の動きがあるものは、その動向を踏まえて検討し、可能なものから順次民間等委託を実施する。
- ・ これまで県が直接実施すべき(民間等委託になじまない)と考えられてきた業務について、 業務を細分化するなどして、一部を民間等委託することができないか検討する。 これまで推進してきた分野の一層の推進
- ・ 民間の専門的な知識、技術、設備を活用できる業務、定型的な業務、臨時的な業務等これ まで推進してきた分野について、民間等委託の推進を図る。

民間で同種の業務が行われている庁舎管理業務、運搬・送迎業務、樹木・園地管理作業等の民間等委託を積極的に推進するとともに、他県等の委託業務例も参考とする。

- ・ 公の施設の管理について指定管理者制度の積極的活用を検討する。 既に民間等委託している業務について一層効率的・効果的な委託の可能性の検討
- ・ 委託内容・方式の見直しによるコスト削減等効率的・効果的な委託を検討する。

民間等委託にあたっての留意事項

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保に留意する。

委託の相手先としては、公民協働の視点等を踏まえ、民間企業・団体、NPO等幅広く検討する。

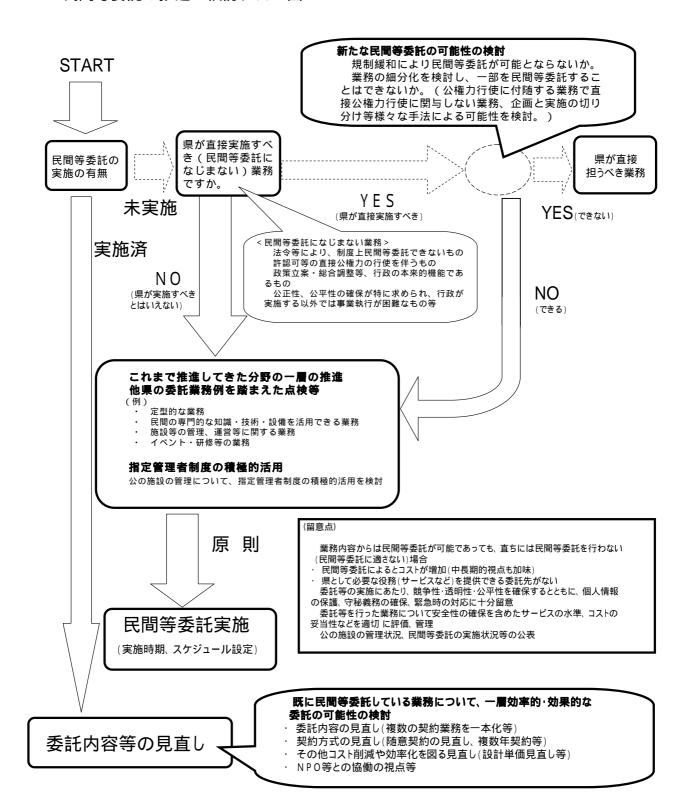
実施にあたっては、個人情報の保護や守秘義務の確保、緊急時の対応に十分留意する。 委託を行った業務については、行政としての責任を果たし得るよう、安全性の確保を含めた サービスの水準やコストの妥当性などを適切に評価、管理する。

今後、公の施設の管理及び民間等委託の状況について公表を行う。

| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------------|--------|----------------------|--------|--------|
| | | | | |
| 推准 古針等定 | | | | |
| | | 平成17年度 平成18年度 推進方針策定 | | |

<参考>

民間等委託の推進 検討フロー図



やまがた改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 危機的状況ともいえる厳しい財政状況の中にあって、県民と「助け合い」、「分かち合い」、「育 み合う」ふるさと山形づくりをめざし、県の財政・事業・組織を一体のものとして、聖域なく見直す ことにより、県民の共感と理解が得られる透明性と効果の高い行政サービスを実現するため、やまが た改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 県政改革の基本方針の策定及び推進に関すること。
 - (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組 織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事及び出納長をもって充てる。
- 3 本部員は、知事部局の各部局長、危機管理監、各総合支庁長、企業管理者、病院事業管理者、議会 事務局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第6条 本部に、本部会議に付議すべき事案の調査検討及び調整を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は改革推進監をもって充て、副幹事長は総務部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、知事部局の各部局次長(ただし、出納局にあっては総務課長) 総務部危機管理室長、総 務部総合政策室長、労働委員会事務局長、各総合支庁総務企画部長、東京事務所長、企業局次長、病 院事業局次長、議会事務局次長、教育次長、警察本部警務部長、監査委員事務局監査第一課長及び人 事委員会事務局次長をもって充てる。
- 5 前項において、充てる職が複数の場合は、本部長が指名する者とする。
- 6 幹事長は、幹事会を総括する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。

(プロジェクトチーム)

- 第7条 幹事会に、特定の事項を調査検討させるため、必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。
- 2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(事務局)

- 第8条 本部に、本部の庶務その他の事務を処理させるため、事務局を置く。
- 2 事務局は、改革推進課、人事課及び財政課をもって組織し、事務局長は、改革推進課長をもって充てる。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月25日から施行する。
- (山形県行財政改革推進本部設置要綱の廃止)
- 2 山形県行財政改革推進本部設置要綱は、廃止する。